

理由

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、その輸入に関する事実が関税定率法の定める要件に該当すると認められることから、同法に規定する暫定的な不当廉売関税を課する必要があるからである。